

秋山地区複合施設基本・実施設計業務プロポーザル実施要領

1. 目的

本実施要領は、秋山地区複合施設基本・実施設計業務（以下、本業務）に向けて、提案者の知識、技能、経験等を見極め、本業務に最も適した設計者の選定に際し、公募型プロポーザルを実施するために必要な事項を定めるものとする。

2. 業務概要

(1) 業務名称 秋山地区複合施設基本・実施設計業務

(2) 業務内容

ア) 設計者は、秋山地区複合施設基本設計業務を行う。

イ) 設計者は、秋山地区複合施設実施設計業務を行う。

ウ) 設計者は、上野原市や建設協議会、その他の関係者と協議調整を行い必要に応じて発注者支援を行う。

・建設地：山梨県上野原市秋山7131番地

・都市計画区域：外

・防火地域：指定無し

・敷地面積：約3,600㎡

・構造規模：鉄筋コンクリート造等／3階建て／延べ面積約1,500㎡

・工事概要：複合施設新築、外構整備等

・委託限度額：¥76,076,000円（消費税含む。）

(3) 履行期間 契約締結日から令和9年3月26日（金）まで

3. 事務局

（担当課及び問い合わせ先）

〒401-0201

山梨県上野原市秋山7131番地

上野原市秋山支所 市民課 特命秋山複合施設建設担当

電話：0554-56-2111 / FAX：0554-56-2115

E-mail：akiyama@city.uenohara.lg.jp

4. スケジュール

(1) 実施要領の公表 令和8年4月13日（月）

(2) ア) 質問書の提出期限 令和8年4月20日（月）
午後5時まで

イ) 上記質問に対する回答 令和8年4月23日（木）

(3) 第一次審査（書類審査）

ア) 参加表明書の提出期限 令和8年4月27日（月）
午後5時まで

イ) 第一次審査結果の通知 令和8年4月28日（火）

ウ) 技術提案書提出依頼 令和8年4月28日（火）

- (4) 第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリングによる審査）
- | | |
|---------------------|------------------------|
| ア) 技術提案書の提出期限 | 令和8年5月29日（金）
午後5時まで |
| イ) プレゼンテーション及びヒアリング | 令和8年6月3日（水） |
| ウ) 第二次審査結果の通知 | 令和8年6月上旬（予定） |
- (5) 契約締結 令和8年6月上旬（予定）

5. 参加資格

公募型プロポーザルへの参加資格は、以下の要件を満たす者（以下「参加者」という。）とする。
なお、参加者が契約締結までの間に参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

(1) 参加資格

- ア) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- イ) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ウ) 令和7-8年度上野原市入札参加有資格者名簿(測量・建設コンサルタント等)で、「201:[建築関係コンサルタント]建築一般」の業種で登録されていること。
- エ) 公告日以降、契約締結までの間に、上野原市又は山梨県から指名停止を受けていないこと。
- オ) 山梨県内に本社・本店を有すること。
- カ) 山梨県内において平成18年4月以降に完成した新築・増築・改築で、庁舎又は公共施設の設計業務の実績を単独又は共同企業体(出資比率30%以上)として有すること。
- キ) 上記カ)の設計業務で、管理技術者又は主任技術者として業務実績のある技術者を直接雇用していること。

(2) 業務実施上の条件

- ア) 管理技術者は、一級建築士であること。
- イ) 管理技術者及び主任技術者は、各1名とすること。
- ウ) 管理技術者は、主任技術者を兼務しないこと。また、主任技術者及び各担当技術者は、他の分野の各担当技術者を兼務しないこと。
- エ) 本業務を一括再委託しないこと。

6. 応募に対する留意事項

- ア) 参加者の応募は、1点のみとする。
- イ) 参加者は、応募に関して建設協議会委員より直接又は間接的に支援を受けることはできない。
- ウ) 第二次審査への参加は、審査点の高い上位3者程度とする。
- エ) 本プロポーザルへの参加者が1者の場合であっても本プロポーザルを実施する。
参加者がいなかった場合には、参加表明書及び技術提案書の提出期限を延長し、再度公告する。
この場合において、必要に応じて参加資格や履行期間の変更を行うことがある。

7. 選考方法

本プロポーザルの審査は、設計者を選定することを重視した公募型プロポーザルとする。

(1) 第一次審査（書類審査）

参加表明書及び添付書類の提出により参加資格を審査し、審査点の高い上位3者程度を一次審査通過者として選定する。

(2) 第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリングによる審査）

第二次審査は、第一次審査で選定された参加者に対して行う。新たに技術提案書の提出を求め、提案内容に関するプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、その結果、1事業者を委託候補者として選定する。なお、委託候補者選定後、上位の事業者が辞退又は失格となったときは、下位の事業者の順位を繰り上げて、順位を定めるものとする。

8. 実施要領等の公表

(1) 公表期間 令和8年4月13日（月）から令和8年6月上旬まで

(2) 公表方法 上野原市ホームページで公表する。

9. 質問書受付及び回答

質問期間 令和8年4月13日（月）から令和8年4月20日（月）午後5時まで

回答日 令和8年4月23日（木）

その他 本プロポーザルに関する質問は、E-mailのみで受け付ける。

E-mail : akiyama@city.uenohara.lg.jp

E-mailの件名については、「秋山地区複合施設基本・実施設計業務プロポーザル質問書の提出について」とし、書式は別紙「質問書（様式2）」を使用すること。

質問の回答は、上野原市ホームページにて閲覧に供する。

10. 第一次審査

(1) 参加表明書の提出

提出期間 令和8年4月13日（月）から令和8年4月27日（月）午後5時まで

提出場所 上野原市秋山支所 市民課

提出方法 持参、郵便（書留）又は宅配便（提出期限必着）

提出部数 3部（正本1部、副本（複写）2部）

(2) 第一次審査結果の通知

第一次審査の結果については、全ての参加者に文書で通知する。また、審査経過については、いかなる問い合わせにも応じない。

なお、参加表明書の提出時に、宛先を記入のうえ、切手を添付した結果通知用封筒を合わせて提出すること。

11. 参加表明書

(1) 参加表明書に必要事項を記載のうえ押印し、提出すること。（様式1・3～7）

(2) 一級建築士事務所登録を証明できる書類を添付すること。（様式3）

(3) 所属する一級建築士については、直接雇用していることを証明できる書類（資格証明書及び雇用証明書（資格確認書・雇用保険証等）を添付すること。（様式3）

(4) 山梨県内において平成18年4月以降に完成した新築・増築・改築で、庁舎又は公共施設の設計業務の実績を証明できる書類を添付すること。（様式4・5）

- (5) ZEBの設計業務（新築に限る。）の実績がある場合には、それを証明できる書類を添付すること。（様式4・5）
- (6) 平成18年4月以降に国・地方公共団体及び同団体が構成員になっている協議会等から表彰を受けた実績がある場合には、それを証明できる書類を添付すること。（様式4・5）
- (7) 業務実績
- ア) 業務実績は、平成18年4月以降に完成した公共施設（上記（4））について、「設計事務所の業務実績一覧（様式4）」に記載すること。ただし、単独又は共同企業体（出資比率30%以上）での実績とし、公告日までに設計業務が完了・引渡し済みのものに限る。
- イ) 構造・規模は、構造種別―地上階数／地下階数を記載すること。（例：RC-3／1）
- ウ) 複合施設の場合は、用途欄に審査対象となる全ての施設用途を記載し、各施設用途に対する面積を延べ面積欄に記載すること。
- また、共用部分は面積按分して、各施設用途に含めること。
- エ) 業務実績を証明する書類として、契約書等の写し（発注者、業務名、履行期間、構造及び延べ面積等の記載内容が確認できるもの）及び業務での立場（管理技術者及び主任技術者等）が確認できる書類の写しを添付すること。
- オ) 上記実績の内容は、設計主旨及び図面又は写真等（外観及び内観写真又は透視図等でサイズは自由（コピー可））を添付した「設計事務所の実績概要（様式5）」各1枚の範囲内で記載すること。
- (8) 配置技術者
- ア) 本業務に配置する管理技術者、主任技術者及び各担当技術者について、「管理技術者・主任技術者・担当技術者一覧（様式6）」に記載すること。
- イ) 資格は、該当する資格名を○で囲み、それ以外はその他（ ）内に資格名を記載すること。なお、管理技術者については、（ ）内に資格登録番号、また、公告日現在の資格取得後の経験年数（1年未満は切り捨て）を記載すること。
- ウ) 管理技術者及び主任技術者は直接雇用していることを証明できる書類と資格証明書等の写しを添付すること。
- エ) 構造、電気設備、機械設備の担当技術者に配置予定の者には、業務協力を求める他の設計事務所等（以下「協力事務所」という。）の技術者を配置することができる。
- 協力事務所の技術者を配置する場合、「所属」欄に協力事務所名を記載し、「協力事務所（様式7）」に必要事項を記載すること。
- オ) 立場は、その業務で担当した立場をいい、管理技術者、主任技術者、○○担当技術者の別を記載すること。

12. 第二次審査

(1) 技術提案書の提出

提出期間 令和8年4月28日（火）から令和8年5月29日（金）午後5時まで

提出場所 上野原市秋山支所 市民課

提出方法 持参、郵便（書留）又は宅配便（提出期限必着）

提出部数 11部（表紙添付の技術提案書（正本）は1部、その他10部は技術提案書のみ）
正本と同一の電子データ 1式（見積書は除く。）

なお、電子データの提出方法は、CD-R媒体とする。

(2) プレゼンテーション及びヒアリング

技術提案書等の内容を具体的に確認するため、令和8年6月3日（水）にプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。なお、詳細については、第二次審査の参加者に別途通知する。

(3) 第二次審査結果の通知

第二次審査の結果については、第二次審査の参加者に文書で通知する。委託候補者については、上野原市ホームページにて公表する。委託候補者が辞退又は契約が無効となった場合には、次席者と契約手続きを行う。また、審査経過については、いかなる問い合わせにも応じない。

なお、技術提案書の提出時に、宛先を記入のうえ、切手を添付した結果通知用封筒を合わせて提出すること。

1.3. 技術提案書

第一次審査で選定された参加者は、「秋山地区複合施設基本・実施設計業務プロポーザル技術提案書作成要領」により、技術提案書を作成し提出すること。

(1) 第一次審査で選定された参加者に対し、新たに技術提案書の提出を求め、提案内容に関するプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

(2) 審査は、技術提案書がどのような設計主旨で提案されているか、要求事項を理解しているか等、技術提案書及びプレゼンテーションに基づき、参加者へのヒアリングにより行う。

(3) 第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）会は、非公開とする。

1.4. 第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）

(1) 第二次審査の基準

■技術提案書の評価【100点】

[表6-1] に示す審査項目に対する考え方について、審査委員が技術提案書、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を踏まえ、「A、B、C、D、E」の5段階で評価する。

各項目の配点に評価係数[表6-2]を乗じて、全審査委員の平均値を算出し、これを合計したものを審査点とする。

[表6-1]

審査項目	審査の着目点	配点
テーマ1 業務の実績、実施方針について	・過去の同様な業務実績における内容や結果 ・業務実施方針、業務取組体制、業務スケジュール ・業務途中で手戻りが生じないための工夫 ・関係者との合意形成を図るための工夫	10
テーマ2 敷地利用及び敷地の配置 計画の考え方について	・来庁者の建物への円滑なアクセス ・主要道路からのアクセスや近隣への影響などを考慮した敷地の有効活用 ・現秋山支所解体後跡地等の複合施設周辺の利活用	15
テーマ3 複合施設に必要とされる 機能性・柔軟性について	・執務スペースの拡充・可変 ・バリアフリー対応 ・セキュリティ対策、プライバシー保護の考慮	15

	・高度化する情報通信設備への対応	
テーマ4 地震等の災害に対する防災・安全性について	・防災拠点としての庁舎について、建築構造の他に必要とされる機能や災害時の活動にも配慮した空間構成	15
テーマ5 環境対策について	・省エネルギー・省CO2対策への方策 ・景観に配慮された外観デザイン	15
テーマ6 コスト削減に有効な建築計画について	・イニシャルコスト及びランニングコスト ・維持管理のしやすさ	15
A 取組意欲（プレゼンテーション及びヒアリング）	・課題や問題点の把握 ・取組姿勢 ・質疑回答の明確性	5
B 見積金額	本見積書においては、見積金額に消費税及び地方消費税が含まれているか否かを明確にするため、以下の項目をそれぞれ記載すること。 ① 税抜金額（消費税及び地方消費税を含まない金額） ② 消費税及び地方消費税相当額 ③ 税込金額（①と②の合計額） ※見積書には、上記3項目が明確に区分されるよう記載すること。なお、見積書は、任意書式とする。 *審査点 配点×最低見積金額（税抜）÷見積金額（税抜） 配点は小数点第2位以下切り捨て	10

[表6-2]

審査の着目点	各審査委員の評点				
	A	B	C	D	E
実現性、独創性等の観点から総合的に判断する	特に良い	良い	普通	やや劣る	劣る
評価係数	1.0	0.8	0.6	0.4	0.2

*各項目の審査点 = Σ (配点×評価係数) / 審査員数

*審査点 = Σ (各項目の審査点)

15. 優先交渉権者の決定及び契約の締結

上野原市は、第二次審査において最高評価点を得た参加者を委託候補者として選定し、優先交渉権者として契約に向けた交渉を行う。ただし、契約交渉が不調となった場合は、次席者と契約に向けた交渉を行う。なお、契約時における詳細な事項については改めて提示し、必ずしも本技術提案書の通りに実施するものではない。

16. 提出書類の無効

次のいずれかに該当する参加者は、無効とする。なお、無効となった場合は、その時点で本プロポーザルの参加資格を失うものとする。

- (1) 提出方法、提出場所及び提出期限に適合しないもの
- (2) 技術提案書作成要領に指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- (6) 虚偽の内容が記載されているもの
- (7) 審査結果に影響を与える工作等、不正な行為が行われたもの
- (8) 参加者（協力事務所を含む。）が製造業及び建設業と資本及び人事面等において、関連があると認められる場合、当該関連を有する製造業及び建設業の企業は、本設計業務に係る工事の入札に参加又は当該工事を請け負うことができない。

17. その他の留意事項

- (1) 参加表明書及び技術提案書の作成及び提出に伴う費用の全ては、参加者の負担とする。
- (2) 提出期限以降における参加表明書及び技術提案書の差し替え及び再提出は認めない。
また、参加表明書に記載した配置予定の技術者は、病気休職、死亡、退職等の極めて特別な場合を除き、変更することができない。
- (3) 提出された参加表明書及び技術提案書は、審査を行う作業の必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (4) 提出された参加表明書及び技術提案書は返却しない。なお、提出された参加表明書及び技術提案書は委託候補者の選定以外に参加者に無断で使用しない。
- (5) 技術提案書作成のために、上野原市から受領した資料は、市の許可なく公表又は使用することはできない。
- (6) 郵便・宅配便・その他の通信手段の事故については、上野原市はいかなる責任も負わない。
- (7) この要領に定めるものの他、必要な事項については、上野原市が別に定める。

18. 参考資料

次の資料を参考にすること。なお、参考資料は、第二次審査の参加者に提供する。

- (1) 秋山地区複合施設整備基本計画（令和8年3月）[上野原市ホームページからダウンロード可]
- (2) 公図写し [参考資料1]
- (3) 簡易水道給配水管図 [参考資料2]

別表「発注機関一覧表」

機関名	内訳
国機関	国土交通省、文部科学省、厚生労働省、その他中央省庁
山梨県	
都道府県	山梨県以外の都道府県（政令指定都市を含む）
独立行政法人	
市区町村	
公営企業等	
事業団等	